

社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

昭和60年3月29日

規程第4号

改正 昭和62年4月1日

改正 平成元年7月1日

改正 平成2年4月1日

改正 平成10年6月1日

改正 平成12年4月1日

改正 平成18年6月1日

改正 平成29年7月1日

社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和60年規程第4号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条に規定する役員等の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（役員等）

第2条 この規程において、役員等とは、別表に掲げる役員等をいう。

（報酬及び費用弁償の支給）

第3条 役員等には勤務形態に応じて別表のとおり報酬を支給する。

2 役員等が職務のため出張したときは、その出張に対しそれぞれ費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の旅費の種類、額及び支給方法等については、瑞穂町の特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）を準用する。

（報酬及び費用弁償の支給方法）

第4条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の

指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬及び費用弁償の支給時期は、法人業務を行う場合にその都度支給する。
- 3 報酬及び費用弁償は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

#### 別 表

種 別	報 酬	
	区分	金額
理事	日額	3,000円
監事		
評議員		
評議員選任・解任委員会委員		
その他会長が必要と認めた役員等		

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程にかかわらず、平成10年度の会長の報酬額は、改正前の報酬額の $\frac{1}{2}$ と、改正後の報酬額の $\frac{1}{10}$ を加えた額とし、他の役員にあっては平成10年4月分及び5月分として改正前の報酬額の $\frac{1}{2}$ を支給する。ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。